

## 浜松市風致地区内行為許可等事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市風致地区条例（平成18年浜松市条例第128号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成18年浜松市規則第86号。以下「規則」という。）に係る風致地区内行為許可等の事務の取り扱いに関し、関係法令及び関係通達等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (許可申請)

第2条 規則第2条第1項の規定に基づく申請書の必要提出部数は、2部とする。

2 市長は、規則第2条第1項の規定に基づく申請書が提出された場合は、風致地区内行為審査表（第1号様式）により、その内容の審査を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による審査が完了し、申請のあった行為について許可したときは、申請者に対して、風致地区内行為許可書（第2号様式）を交付するものとする。

4 市長が条例第6条第2項の規定により付することができる許可条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 大規模な宅地の造成その他風致の維持に著しい影響を及ぼす行為については、完了実地検査を受けること。

(2) 緑化計画を厳守すること。

(3) 風致地区内であることに配慮し、工期の短縮に努めること。

(4) 許可の日から起算して1年以内に工事に着手しない場合は、許可を取り消すことがあること。

(5) その他風致の維持上必要と認められる事項

### (変更の許可申請)

第3条 規則第5条第1項の規定に基づく申請書には、規則で定める図書の他変更個所が確認できる図書を添付するものとする。

2 市長は、規則第5条第1項の規定に基づく申請書が提出された場合は、風致地区内行為審査表（第3号様式）により、その内容の審査を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による審査が完了し、申請のあった行為について許可したときは、申請者に対して、風致地区内行為変更許可書（第4号様式）を交付するものとする。

### (完了の届出)

第4条 規則第9条第1項の規定に基づく完了届には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、一部省略できるものとする。

(1) 行為完了後の植栽図（樹高、樹種、樹木の位置及び緑地面積計算表等を記入した配置図）

(2) 完成写真

2 許可条件に完了実地検査の受検が付された行為の場合の現地審査は、申請者又は施行者等関係者立会いの下、現地の確認を行うものとする。

3 市長は、提出された書類及び現地確認によって、当該行為の完了について許可条件を満たしていることが認められた場合は、届出者に対して風致地区内行為完了届受理書（第5号様式）を交付するものとする。

（行為中止の届出）

第5条 規則第9条第1項の規定に基づく中止届には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 行為を中止した土地の現況図（行為を着手した場合については、着手した土地の範囲を明示すること。）

(2) 行為の中止に伴い風致の維持のためにとった措置を表した図書。（着手した場合に限る）

2 行為を着手したものにあっては、行為の中止に伴い講じられた風致の維持に必要な措置について、申請者又は施行者等関係者立会いの下、現地の確認を行うものとする。

3 市長は、提出された書類及び現地確認によって、風致の維持に支障がないことが認められた場合は、届出者に対して風致地区内行為中止届受理書（第6号様式）を交付するものとする。

（協議及び通知への準用）

第6条 条例第2条第3項の規定に基づく協議の場合は、「許可」を「応諾」に、条例第3条第1項の規定に基づく通知の場合は「許可」を「受理」と読み替えるものとし、該当する規定に文言を変更するものとする。

（各種申請書の提出部数）

第7条 この要綱に定めるところによる申請書の提出部数は、正本・副本各1部（申請者返戻用）とする。

（証明書の発行）

第8条 市長は、証明申請のあった土地が都市計画法（昭和43年法第100号。）第8条の規定により定められた風致地区内に存在することが認められた場合は、証明書を発行するものとする。

（証明の単位）

第9条 証明は、土地1筆ごとに行うものとし、土地1筆を1件の証明として扱う。ただし、一団の土地については、土地の筆数に関係なく1件の証明として扱う。

（証明書の交付申請）

第10条 証明書の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める書類を市長に提出するものとする。

(1) 申請書兼証明書（第7号様式）

(2) 位置図（証明に関わる土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面。地形図、

住宅地図等)

(3) 公図写し(静岡地方法務局又は各区役所税務総務課発行のもの)

- 2 市長は、当該土地が風致地区内に存在することを確認したときは、前条の規定により提出された申請書兼証明書に市長印を押印したものを、申請者に対し交付するものとする。

(手数料の徴収)

第11条 市長は、申請者から証明に係わる手数料を浜松市手数料条例(平成12年浜松市条例第44号。)の規定に基づき徴収するものとする。

- 2 申請者は、証明に関わる手数料を現金により支払うものとする。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成21年 5月 1日から実施する。

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

風 致 地 区 内 行 為 審 査 表				
風致通番号			許可番号	
申請者の氏名			住所	
行為地の所在	浜松市 区			
風致地区の名称及び種別	名称	曳馬野・佐鳴湖・和合富塚 海岸・吹上・表浜 新弁天島 風致地区	種別	・第1種      ・第2種
申請の目的	建築行為（・新築・増築・改築又は移転） 宅地の造成・土地の開墾・その他土地の形質の変更      木竹の伐採 土石類の採取      水面の埋立て・干拓      建築物の色彩の変更 土石の堆積      廃棄物の堆積      再生資源の堆積			
敷地及び建築面積	敷地面積	.      m <sup>2</sup>	建築面積	.      m <sup>2</sup>
建ぺい率	・適合（.      30%：.      40%）			
建築物等の高さ	・適合（.      8m：.      15m）			
道路までの距離	・適合（.      3m：.      2m）			
隣地までの距離	・適合（.      1.5m：.      1m）			
地盤の高低差	・適合（.      6m：.      9m）			
建築物の色彩	・適合（屋根：.      色      外壁：.      色）			
植栽計画及び密度	・風致の維持に有効（生垣：.      m・本      高木：.      本      低木：.      株）			
審査結果	・以上、総合的に判断して風致の維持に支障なし			
許可に伴う特記事項 許可条件を追加付記したもの      ・無し      ・有り 風致地区（種別）の内外にわたるもの      ・無し      ・有り 条例施行時以前を適用処理したもの      ・無し      ・有り 地下に建築物等を設けたもの      ・無し      ・有り				
備 考 ..... ..... .....				

第2号様式（第2条関係）

浜松市指令第 号  
年 月 日

様

浜松市長

風致地区内行為許可書

このことについて、浜松市風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

行為地の所在	
風致地区の名称	風致地区 第 種
行為地面積	
許可を受けようとする行為の種類	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
許 可 条 件	

- \* 「協議」の場合は、（許可）を（応諾）とし、「浜松市風致地区条例第2条第3項の規定により、下記のとおり応諾します。」とする。
- \* 「通知」の場合は、（許可）を（受理）とし、「浜松市風致地区条例第3条第 号（下線部は該当する番号）の規定により、下記のとおり受理します。」とする。

第3号様式（第3条関係）

風致地区内行変更許可申請審査表

風致通番号		許可番号	
申請者の氏名		住所	
行為地の所在	浜松市 区		
風致地区の名称 及び種別	名 称 曳馬野・佐鳴湖・和合富塚 海岸・吹上・表浜 新弁天島 風致地区	種 別	・第1種 ・第2種
変更申請の目的 及び理由			
許可番号（変更時）	浜松市指令第 号		
敷地及び建築面積	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積 m <sup>2</sup>
建 ぺ い 率	・適 合 （ 変更無し : . % ）		
建築物等の高さ	・適 合 （ 変更無し : . m ）		
道路までの距離	・適 合 （ 変更無し : . m ）		
隣地までの距離	・適 合 （ 変更無し : . m ）		
地盤の高低差	・適 合 （ 変更無し : . m ）		
建築物等の色彩	・適 合 （ 変更無し : 屋根 : 色、壁 : 色 ）		
植栽計画及び密度	・風致の維持（ 変更無し : 生垣 : m・本 に有効 高木 : 本、低木 : 株 ）		
審 査 結 果	・以上、総合的に判断して風致の維持に支障なし		
《 受理に伴う特記事項 》 受理条件を追加付記したもの ・無し ・有り（ ）			
備 考 ..... ..... ..... ..... .....			

様

浜松市長

### 風致地区内行為変更許可書

このことについて、浜松市風致地区条例第7条の規定により、下記のとおり許可します。

#### 記

1 行為地の所在	
2 風致地区の名称	風致地区 第 種
3 行為地面積	
4 許可を受けようとする行為の種類	
5 前回許可年月日及び許可番号	
6 変更の内容	
7 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
8 許可条件	

\* 「変更協議」の場合は、（変更許可）を（応諾）とし、「浜松市風致地区条例第2条第3項の規定により、下記のとおり応諾します。」とする。

\* 「変更通知」の場合は、（変更許可）を（受理）とし、「浜松市風致地区条例第3条第 号（下線部は該当する番号）の規定により、下記のとおり受理します。」とする。

第5号様式（第4条関係）

浜松市指令第 号  
年 月 日

様

浜松市長

### 風致地区内行為完了届受理書

浜松市風致地区条例第10条第1項の規定により提出のあった下記の風致地区内行為について、行為の完了を確認したので、完了届を受理します。

記

許可を受けた 行為の種類	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
行為の完了の日	年 月 日
検査年月日	年 月 日 現地調査・写真検査
摘 要	



第6号様式（第5条関係）

浜松市指令第 号  
年 月 日

様

浜松市長

### 風致地区内行為中止届受理書

浜松市風致地区条例第10条第2項の規定により提出のあった下記の風致地区内行為について、行為の中止を確認したので、中止届を受理します。

記

許可を受けた 行為の種類	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
行為の中止の日	年 月 日
検査年月日	年 月 日 現地調査・写真検査
摘 要	

証明書交付申請書兼証明書

年 月 日			
(あて先) 浜松市長			
住所 申請者 氏名 電話番号			
下記の土地が、都市計画法第8条の規定により定められた風致地区内であることを証明 願います。			
記			
所在地			
市	区	町	番地
浜松市			

上記の土地が風致地区内であることを証明します。

年 月 日

浜松市長